

令和5年度 倉敷市介護保険適正運営協議会議事録（概要）

1 日 時 令和5年8月24日（木）13：30～15：00

2 場 所 倉敷市議会第2会議室（倉敷市役所3階）

3 出席者 9名

委 員 熊谷 忠和 （川崎医療福祉大学）

委 員 長谷川 久子 （岡山弁護士会）

委 員 薮田 尊典 （倉敷市議会保健福祉委員会）

委 員 岡本 武義 （倉敷市民生委員児童委員協議会）

委 員 木曾 昭光 （倉敷医師会）

委 員 眞神 康一 （倉敷市連合医師会）

委 員 横田 健作 （倉敷市介護保険事業者等連絡協議会）

委 員 奥山 和子 （倉敷市介護サービス相談員）

委 員 畑 陽子 （水島地区介護者の会）

4 事務局 12名

辻 一幸 （倉敷市保健福祉局参与兼健康福祉部長）

林 邦昭 （倉敷市保健福祉局健康福祉部副参事兼介護保険課長）

宇野 香 （倉敷市保健福祉局健康福祉部副参事兼健康長寿課地域包括ケア推進室長）

玉井 信 （倉敷市保健福祉局副参事兼指導監査課長）

片山 敦史 （倉敷市保健福祉局指導監査課主幹）

田邊 昭一郎 （倉敷市保健福祉局健康福祉部介護保険課長補佐）

宗元 美喜 （倉敷市保健福祉局健康福祉部介護保険課主幹兼認定審査係長）

加藤 究 （倉敷市保健福祉局健康福祉部介護保険課主幹兼給付係長）

井原 良子 （倉敷市保健福祉局健康福祉部介護保険課賦課収納係長）

中村 愛子 （倉敷市保健福祉局健康福祉部健康長寿課地域包括ケア推進室主任）

妹尾 晶子 （倉敷市保健福祉局健康福祉部健康長寿課地域包括ケア推進室主任）

森田 淳美 （倉敷市保健福祉局健康福祉部介護保険課副主任）

5 開 会

・辻参与挨拶

・資料確認

・委員の紹介

- ・事務局の紹介
- ・協議会の目的の説明
- ・委員9名全員の出席により、会議成立の報告

6 議 事 <全ての議事について事務局による説明から>

(1) 令和4年度介護保険事業に係る決算見込みについて（事務局による説明）

<会長>

ただいまの報告について、ご質問やご意見がございましたら、どうぞよろしくお願いいたします。いかがでしょうか。（発言なし）

(2) 第8期介護保険事業計画の推計値と実績値との比較について（事務局による説明）

<会長>

ただいまの報告について、ご質問やご意見がございましたら、どうぞよろしくお願いいたします。いかがでしょうか。

<委員>

訪問入浴の利用者が減少されたことについて、家族の方が大変だから訪問入浴をお願いしているのに、コロナで大変になって家族に戻ってしまうところがありますよね。家族の方の不安や困った部分は何かありませんでしょうか。ご本人も大変だと思いますが、家族の方も自分たちではできないからお願いしていたのが、コロナが流行ってしまったので、家に戻って自分たちでやらなければならないという負担のところで、何か問題は起きなかったかなと。

<事務局>

コロナということを考えると、おそらく感染が怖いので、その時だけはサービスの利用を控えて、だいぶ無理をされたのだと思うので、そういったことに対しての負担はあったかと推測されます。コロナが5類に移行したということもあって、サービスの利用も少しずつ戻ってきていると思うのですが、ご家族のご負担を考えると、通常どおりのサービスを受けられることが望ましいと思っています。

<委員>

自分が感じていたことですから。ありがとうございます。

(3) 要介護認定及び保険給付費等に係る状況について（事務局による説明）

<会長>

それでは、議題（3）につきましてのご意見はございますか。よろしいでしょうか。（発言なし）

(4) 介護保険料について（事務局による説明）

<会長>

議題（4）のご意見ご質問はございますか。よろしいでしょうか。（発言なし）

(5) 介護給付適正化について（事務局による説明）

<会長>

ご意見ご質問はございますか。よろしいでしょうか。

<委員>

最後の介護給付費通知で、被保険者の皆さんに通知されているとのことですが、実際に、苦情や疑義があるとの問い合わせはあったのでしょうか。

<事務局>

給付費通知については、年4回3か月に1回、お送りをさせていただいています。被保険者やご家族からの問い合わせ等は数件ありまして、金額が違うのではないかとといった内容です。確認させていただいたところ、給付費通知については、純粹に介護サービス費の金額だけを記載しておりますので、電話をいただいた方については、食費やその他の雑費等で、金額が違うのではないかと勘違いをされて、電話をされることが多いので、実際に給付費の金額自体が違うという問い合わせは、今のところ受けておりません。

<委員>

過去も含めて、それで不正が見つかったことは一度も例はないということですか。

<事務局>

給付費通知において、不正が発覚したという事例はないです。

<委員>

分かりました。

(6) 運営指導の状況等について（事務局による説明）

<会長>

ただいまの報告について、ご意見をお願いいたします。いかがでしょうか。

<委員>

具体的に問題があったところはあるのですか。

<事務局>

運営指導では、運営基準や事務基準といった、運営上の介護保険についてのルールがきちんとできているかどうかの確認をしています。その中で、やはり理解の食い違い等がありますので、そのベクトル合わせじゃないですけど、行政側と事業者側の理解の一致というところでやっていますが、やはり違うところもありますので、その点は申し上げて理解を一致させていくということをしています。行政処分といえ数年に1回程度にはなりますが、令和4年度については、そういった大きなものはございませんでした。

<会長>

今のご質問のところで、行政と事業所との理解の違いみたいなところがあったと思いますが、具体的にどういうところが運営基準の考え方と違うということでしょうか。

<事務局>

基準は文書できちんとありますが、例えば、介護給付費の算定の上で必要な要件、例えば「この資格を持っていないと加算を取れない」でありますとか、「必要な人員を配置しないと加算を取れない」というところで、事業所が配置していなかったのも、指導して介護給付費の返還を

お願いしたという事例がありますし、介護保険につきましては、プランを作ってサービス計画を行うことが義務付けられていますが、そのプランを適切に行うことができなかったというところの指導が多いと思います。

(7) 介護サービス提供に係る事故報告件数について（事務局による説明）

<会長>

ご意見ご質問等はいかがでしょうか。

<委員>

施設において、転倒転落はありうることだと思います。それをいかに共有するかという、どうしてそうなられたかという共有の仕方次第で、1件でも2件でも転倒転落の件数が減るのではないかと思います。この数字からはそれが見えませんが、指導や結果のフィードバック等が見えるような形があればいいかと、ここでできなくても、対施設等の中で何か見える化みたいなものがあれば。

<事務局>

報告を受けたときには、事業所内や施設内で共有がされているか、ということの確認はさせていただいていますし、指導の時には、事故0がいいですが、事故が起きた時には共有をすることを一番お願いしているところです。その成果が見えるかというとなかなか見えてきませんが、引き続きそういった指導はしていきたいと思っています。

<委員>

施設の方は、転倒転落はありうると思って業務をされていると思います。その転倒転落の原因になるような利用者の状況というのは、一人一人違います。その辺りの見方や施設の職員たちへの指導の仕方等を共有することが必要だと思います。施設の職員によって知識や技術に差があるので、それを見ていると、施設内での勉強会や共有が必要だと思います。ここでそれをお願いしても難しいと思いますが、施設の方でもお話しをさせてもらっていますが、そういうことを事例とした、検討会のようなものが共有できればいいと思いますし、市と施設とで報告

を行い、職場に帰ってスタッフに伝達してもらおうといった、連携ができるといいと思います。
高齢者がこれから増えていく中で、それをすることで施設の職員のレベルアップができて、役所の方でも目が届いて、交流ができて、良いのではないかと思います。

<事務局>

共有できるものは、普段の運営指導や集団指導の中でこう言った事例がありました、とか、良い取組みがありましたら、共有していきたいと思います。

<会長>

関連して、事故があったときに報告があると思いますが、その事故に対しての個別の対応とか顛末の報告書のようなものは、義務付けられていますか。

<事務局>

事故が起きたときには、事故報告をすることが義務付けられております。すぐに報告をする第1報と、約1か月後に報告をする第2報が、義務付けられています。

<会長>

事故報告とその後の対応、事故の予防や対策等の事業所としての取組みの報告はないのですか。

<事務局>

報告を受けた時に確認するものがあれば確認をしますが、基本的に運営指導の中で確認をしています。

<会長>

確認をして、対策について施設としての取組みがあるはずですね。その報告はありますか。
もちろん、事故があったときの報告は義務付けられていると思いますが、例えば、数か月後とか、対応してしばらくしてからだと思いますが、事故後の対応の報告はありますか。

<事務局>

具体的なものではありませんが、電話で確認することもありますし、運営指導の中で確認をしていくことになります。

<会長>

分かりました。

<委員>

今、介護職員の方が利用者に暴力を振るうこと等がテレビでもすごく取り上げられています。ここに打撲や骨折などの件数が出ていますが、施設側から報告は受けるが、本当に暴力を振っているかどうかというのは、市側としてはただ報告を受けただけの件数が上がっていると思います。倉敷市として、介護職員の暴力についての話は出ているのか出ていないのか、もしあればお聞かせいただきたいと思います。

<事務局>

虐待ということになると思いますが、指導監査課で受けるのは、介護保険事業所、事業者の中での虐待のことです。運営指導の中で虐待が確認できるかということ、なかなか難しい部分があります。実際には、通報あるいは報告が、令和4年度で12～13件あったと思います。その内の約半分は報告です。

施設側（管理者）が、「実は昨日、職員が夜勤していたときに利用者が急に興奮して口を押えてしまった」といった報告があります。それに関しては、全て本当に虐待なのかどうか確認をしています。確認したものについては、県に報告しております。令和4年度は、行政処分になるような虐待案件はありませんでした。全て確認をさせていただいております。

<委員>

もうひとついいですか。施設の方が転倒転落を防ぐために、逆にものすごく神経質になられた頃もあります。事例を言いますと、よく転ばれる認知症の方がいらっしゃって、その方がすぐにベッドから起きて歩こうとされるので、ベッドの下に音がするマットを置いて、音が鳴ると施設の職員がすぐに駆けつけて動かないように注意をするということがあります。それを転

倒予防とするのか、動きたい人の自由を奪うことになるのかというジレンマです。施設の職員からは、「かわいそうだと思いますが、転んでけがをされたらこちらの責任になります」という声もあります。そういうことも考慮した上で、事故というものを考えないといけないのかなと思います。

<委員>

8 件の死亡（死亡事故の内、食事中または食後の誤嚥・窒息）がありますが、現場の主任やナースは、救命救急措置の講習会を受けていますか。

<事務局>

を受けています。

（8）倉敷市における地域包括ケアの取組について（事務局による説明）

<会長>

ご意見ご質問等ありましたら、よろしくお願いいたします。

<委員>

午前中に、地域包括支援センターの運営協議会の方で、認知症サポーターについて教えていただきました。認知症サポーターの養成講座は、1 回受けるだけで認知症サポーターになれるのですが、生活・介護支援サポーターは計 9 回受けないと成れないということでよろしいでしょうか。

<事務局>

認知症サポーターは、全国的に決められたカリキュラムで行っております。生活・介護支援サポーターは、倉敷市独自の事業です。ボランティアをやりたいと思われる方が、勉強し自信をもって、地域で活動していただけるようにということで、9 回のコースで開催しています。座学と実習もするという形で行っています。9 回はボリュームが大きいので、入門編として、4 回のショートコースも設けさせていただいています。充実したコースをしっかりと学びたいという人と、入り口として気軽に参加していただけるよう、2 つのコースを設けています。その

あと活動に結びつくように、フォローアップ講座も設けさせていただいて、活動しているボランティアさんとの交流会をするなどの工夫もして、地域の中で活動していただけるような環境作りをしております。

<委員>

認知症サポーターと名前は付いているけれど、1回受講しただけの方ですよね。生活・介護支援サポーターは9回、ショートコースは4回ですけど、みっちりされた方と同じサポーターという名前にするのは、ちょっと違うように思います。重みが違うのでは。

<事務局>

認知症サポーターは、認知症の理解をしていただいて、見守りをしていただくというボランティアです。認知症サポーターになって、認知症の理解を深めていただいた中で、もうちょっと本格的にボランティアをしたいと考えられる方は、認知症マイスターというものもあります。認知症マイスターは、認知症サポーター養成講座のあと、更に勉強していただいて、実際に、認知症の方の話し相手になる、あるいはご家族の話しを聞かせていただくなど、ボランティア活動をしていただくような形になります。

<委員>

認知症サポーターは国の事業で変えられないと思いますが、分かりづらかったので、マイスターや生活・介護支援サポーターは統合してもいいような気がします。なかなか役割が難しいと思ったのですが。

<事務局>

貴重なご意見をありがとうございます。

認知症サポーターは変えられませんが、また名称のあたりも含めて、ボランティアについては考えてみたいと思います。

<会長>

他に、全体を通してご意見ご進言等ありましたら。

<委員>

先ほどの議題（８）介護予防の件で、私どもも現場で働いておりまして、いろんな活動を聞かせていただいて、地域の方々も積極的に参加していただいているという面で、非常にいいことだと思って聞かせていただいています。こうした活動をしたことによって、こういうところについて市民の効果が出てきましたとか、認定率のところで効果が出てきました、といった具体的な効果が出てきているものなのか、これからの課題なのかというところを教えてください。

<事務局>

介護予防の活動をしっかりとやっていますが、それで認定の率が下がったとか、具体的なアウトカムのような成果として、はっきりしたことを申し上げるのは難しいかと思っています。ただ、生活支援コーディネーターや高齢者支援センターが、地域の中でいろいろと介護予防に向けて活動していただく中で、高齢者の方や認知症の方も含めて、年齢を重ねても諦めずに活躍できたり輝けたりするという場や機会が、少しずつ増えてきていると思います。また、実際に活躍されている人材も発掘できていて、そういう高齢者が活躍する所を地域の方が見ることによって、また元気が貰えたり、というような循環もできてきているのではないかと思います。

ただ、コロナの関係で通いの場も、どんどんやってくださいね、とは言えない時期もありました。令和４年は、緊急事態宣言は出ていないとはいえ、感染者が一番多かった年でもあり、数年間のコロナ禍においては、事業を縮小しなければならない時期もありました。その半面、コロナのおかげで、新しい取組みとしてLINEを使ってコミュニケーションを図ったり、高齢者の方にLINE教室をしてみたり、また、通いの場でも集まれないので、Zoomでのサロンを実施してみたりなど、新しい取組みや挑戦の芽も出てきているのかなと思っています。

コロナで辛い時期はありましたが、新しい発想での、今後の取組みのヒントもたくさん得られたのかなというところが成果でもあると思います。今後も、関係者と一緒に、すべての高齢者それぞれが活躍できて、その人らしく元気で過ごせるという地域社会を作るための取組みについて、引き続き話し合っていけたらいいと思っています。はっきりした答えにはなっていないですけど、よろしくお願ひしたいと思っています。

<委員>

ありがとうございます。

<会長>

全体を通して、何かありましたらどうぞ。

<委員>

議題が戻るのですが、議題（３）の資料１０ページで、要支援２と要介護１が多いという話や、全国と比較しても、要支援２の認定率が高いという話があって、いつごろ増えたのかなと見てみると、コロナの辺りで増えているのかと思ったのですが、これは何か倉敷市が他のところと違う理由があるのかということと、良し悪しがあるのなら教えていただけたらと思います。例えば、認定する数が増えたことによって、実際はいろんな支援が受けられるから負担が減っているのが良いという話なのか、もっと予防をしたほうが良いという話なのか、何かお気づきの点があればお聞きしたいです。

<事務局>

要介護定率が高い、その中でも軽度の方の認定率が高い状態であるというのが本市の特徴です。要因につきましては様々なことが考えられると思っています。説明の中にもありましたが、倉敷市は特に居住系や在宅の、比較的軽度の方が利用するサービスが他市と比べて豊富にあるため、認定を受ける方がいらっしゃるというのが１つあると思いますし、在宅で生活をするために福祉用具の購入や住宅改修が必要なので、介護認定を受けてそのまま他のサービスを使わずに、更新をしてそのまま認定を持たれている方が一定数いらっしゃるということもございます。

全国的にも多いですが、今すぐ必要ではないがいざという時のために持っておこうという、いわゆるお守り認定のような安心のために認定申請をされる方も一定数いらっしゃると思っています。そういった複数の要因によって倉敷市の認定率、特に軽度の方の認定率が高い状況になっているのではないかと分析しているところです。

<委員>

ありがとうございます。

<委員>

お守り認定というワードが出ましたが、お守り認定ということ自体は、介護保険課にとって良いことでしょうか、それとも由々しきことでしょうか。あつて別に構わないものでしょうか。

<事務局>

説明しやすいようにそのような言葉を使いましたが、介護用語でお守り認定という言葉はない訳で、施設に入りたくてもすぐに入れないという現状もあつて、早い内に認定を取っておこうという方は、少なからずいらっしゃると思っています。市としましては、1人の方に認定を出すのに約1万2～3千円の費用がかかっているという現状もあるので、本当にサービスが必要な場合に申請してくださいと広報をしていますが、申請が出たものを拒むことはできません。

申請が出た以上は、真にサービスが必要だから申請をしていると理解をして、認定審査をしています。未利用率（認定を持っている方でサービスを使っていない方の割合）が要支援1の方で約4割、要支援2の方で約3割というデータがあるのは事実です。しかし、未利用率は、ある1か月だけで取った率ですので、その月に住宅改修をしたらその月はサービス利用がありますが、次の月はサービス利用が出ないため、4割全員がそういうわけではないという分析もしております。

本市の場合、手前味噌ですが非常に丁寧に更新の案内をしております。これは介護保険法に義務付けられたものではないので、更新通知を送らない自治体や、サービスの利用がある人にもみ満了通知を送っている自治体もあるようですが、本市では、認定期間満了になる方には、サービス利用の有無を問わず、全員に更新の通知をお送りしています。更に、サービスを使っている方には、本人に加えて事業所の方にも、更新の手続きを手伝ってください、ということで、二重に通知をお送りしているということもあり、更新のはがきが届くと、サービスを利用していない方も、更新しないといけないと思われる方がいらっしゃるのではないかと思います。そういうこともあつて、未利用率が高く出ているのではないかと考えます。

<委員>

倉敷市の介護保険課が非常に努力されているのは分かりました。1回介護認定を受けて、他の市みたいに自然消滅して何年か後にまた再認定を受けるのと、お守り認定みたいに利用しな

いがずっと維持しているのと、どちらがコスト的に倉敷市としてはありがたいのかなという質問ですが、いかがでしょうか。

<事務局>

通知をある程度省略する等したほうが、コスト的にはかからないと思います。今利用の必要のない方は、また必要になったときに申請をしていただければいいので、そういった案内をさせていただいていますが、更新の案内の通知については常々改善しなければいけないという問題意識は持っております。記載の内容については、少しずつ改善しており、「真に必要な場合に受けてください。今サービスを使っていなかったら更新しなくていいですよ」という趣旨の表現に変えるなど工夫しながら取り組んでいるところですが、通知の発送の有無を含めて、検討、研究をしているところです。

<委員>

分かりました。

<会長>

ありがとうございました。とてもいい取組みだと思います。検証していただく必要はありますが、市の方や介護に関わっている人たちの努力があって、軽い人たちであっても早期で発見して、結局、重度の要介護の人たちを減らしているような効果があると思います。それはひいては、介護保険の財政全体が、少しでも緩和されるような効果もあるのではないかとことを、皆さんのお話を聞いていて感じておりましたので、是非そういう取組みは続けていただけたらと思いました。

議事録（概要）の内容に相違ないことを確認し、ここに署名する。

令和5年 9月 6日

倉敷市介護保険適正運営協議会 会長

熊谷 忠和

副会長

真神 康一